

産業復興再生計画の概要

平成25年5月
福島県商工労働部

1 目標

「各産業が着実に復興し、自立するとともに、強みを生かし、相互に連携しながら、新たな時代をリードする産業と雇用を創出すること」

- ・県総合計画、復興計画、農林水産業振興計画、商工業振興基本計画の基本理念や目標、めざす姿、取組の方向性等を取り込み作成。

2 取組の内容

(1)避難解除等区域

→事業者の帰還の促進と
事業再開・継続を支援

(2)将来的な住民の帰還を めざす区域

→帰還までの間、避難先での
事業再開・継続を支援

(3)県内全域

→新産業の創出、ブランド化、
風評払拭、交流促進、人材育成

(1)農林水産業

→豊かで魅力ある農山漁村の形成、安全・安心な農林水産物の提供
除染の実施、生産基盤の整備、農林漁業者の事業再開の取組、担い手の育成、農林水産物の安定供給、地域産業6次化などブランド化・高付加価値化、福島県浜地域農業再生研究センター(仮称)の整備など

(2)中小企業

→地域資源を生かした産業の振興、将来を支える成長産業の創出
事業再開・経営再建(グループ補助金、制度資金)、新産業の創出(再エネ・医療関連産業)、新增設の促進(企業立地補助金)、技術開発・販路拡大支援、まちづくり支援、将来を担う産業人材の育成、安定的な雇用確保、産業基盤の整備(港湾・空港・道路・鉄道)など

(3)観光振興

→観光客をはじめ様々な交流人口の増大
観光復興キャンペーン(八重の桜・観光有料道路の無料化)、正確な情報発信、教育旅行誘致、ニューツーリズムの推進(再エネなど)、外国人観光客再誘致、国内外路線の再開・拡充、地域の伝統文化等の維持・復活、道路や鉄道等の復旧・整備など

3 産業復興再生事業(規制の特例)

(1)福島特例通訳案内士育成等事業

～本県の魅力や正しい情報を伝える体制を整備
通訳案内士育成研修・登録の実施

→県内で報酬を得て通訳案内が可能

(2)商品等需要開拓事業

～地域団体商標制度を活用し、福島ブランドを確立

【更新】①南郷トマト、②土湯温泉、③会津みそ、④大堀相馬焼

【新規】⑤会津田島アスパラガス

→手数料等の1/2を軽減

(3)新品種育成事業

～オリジナル品種を開発し、新たなブランドを構築

①水稻(4品種)、②イチゴ、③アスパラガス、④モモ、⑤ナシ、⑥リンゴ

⑦リンドウ、⑧カラー

→出願料等の3/4を軽減

(4)福島特定埠頭運営事業

～小名浜港のバルク貨物取扱機能の更なる効率化

水深14m以上の要件の緩和 → 民間事業者に小名浜港5~7号ふ頭の一体的貸付が可能

4 復興特区制度の活用

(1)投資促進特区

・製造業、情報通信業等

→【区域拡充】(調整中)

・農林漁業等【新設】(調整中)

(2)観光促進特区

・商業・サービス業等【新設】(調整中)

【特例措置】新・増設や被災被用者を雇用

→法人税・所得税や地方税(事業税・

不動産取得税・固定資産税)の特例

※復興推進計画を別途、認定申請